

平成26年度 第2回 長野県社会福祉審議会

日 時 平成26年11月14日（金）

14：00～16：00

場 所 県庁 特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 審議事項

ア 子ども関連の県計画の一体的な策定について

○中島委員長 よろしくお願ひいたします。

それでは、議事を進めてまいります。お手元に本日の次第があるかと思ひます。3の会議事項（1）審議事項です。アの「子ども関連の県計画の一体的な策定について」、担当幹事から説明をお願ひいたします。

資料1の説明

○中島委員長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ありましたらお願ひいたします。いかがでしょうか。

3つのそれぞれの計画を一つにまとめていくという趣旨ですね。

○佐藤こども・家庭課長 はい。それぞれの根拠が違っているものですから、子育ての計画は子育て支援法とかの関係になりまして、それはそれできちんと計画をつくらなくてはいけないものとなっているわけです。

それを実際に計画として県として推進していくときには、やはり一体的に推進していくことが必要ではないかと考えているところです。

○中島委員長 それで、出来上がったものというのは、1ページのイメージのものだと、応援計画のところにかかれるということですか。

○佐藤こども・家庭課長 そうですね。そもそも、この子ども・子育て支援事業支援計画ですとか、それから家庭的養護推進計画は、こちらの審議会できちんと審議していただいて固めたものを応援計画のほうへ、章とか編とか、そういうような形になるかと思うんですけども、取り込んでいくというようなことを、今、考えております。

- 中島委員長 結構な分量になりそうですね。
- 佐藤こども・家庭課長 そうですね。
- 中島委員長 いかがでしょうか、ご意見など。
- 三浦委員 三浦です。ちょっと今の質問と同じようなことかもしれないんですが、かなりの分量になると思いますが。

支援計画ということですので、あくまで要綱的なものになるのかということと、では具体的に実施していく場合には、ほかにも何か会則的なものをつくるのか、そのあたりはどういうふうになっているのでしょうか。

- 佐藤こども・家庭課長 応援計画全体ということですか。
- 三浦委員 そうですね。
- 中島委員長 応援計画は、こういったことをみんなで目指してやっていきたいと思いますというものに対して、県がこういった施策をして進めていきますという、そういうイメージとっております。

さらにそれを詳細にすると、実際の事業の形になってくると思うんですけども。

- 三浦委員 その支援計画も何か具体的にこのくらいをめどに達成していくとか、そういったようなところはどんなふうを示されるのでしょうか。
- 佐藤こども・家庭課長 応援計画も一応、5年の計画というふうに考えています。
- 中島委員長 時期というか、期間の問題でよろしいですか。
- 三浦委員 そうですね、はい、わかりました。
- 中島委員長 計画だから方向性というか、具体性は出さないけれども、抽象的な、抽象的というのも適切ではないかもしれませんが、方向性を示したことが書かれていて、その後に県の事業として具体的に行われていく、そういう受け取り方でよろしいでしょうか。

- 佐藤こども・家庭課長 そうですね、応援計画のほう、国のほうからまだ具体的なものが出てきていないんですけども。現在の子ども・子育て応援計画の概要ですと、例えば基本目標として「みんなで支える“子育て安心県ながの”」というような、そういう大きなものから、施策の展開というようなことで、安心して子どもを生むことができる環境の整備というようなことで、そこにどんな取り組みをするか、例えば地域子育て支援拠点の整備であるとか、そういったような取り組みがぶら下がり、さらに主な達成目標というようなことで、最終的には子育てに不安感を持つ保護者の割合を減少させるとか、そういったような目標まで定めるようなもので計画しているところです。

- 中島委員長 よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。
- 海野委員 よろしいでしょうか、海野と申しますけれども。

次世代育成支援対策推進法は、今まで数値目標が必ず入っておったかと思うんですけども、なかったでしたか、県の計画には。市町村は数値目標が必ず載っておったんですけども。今回は、県としては数値目標的なものを設けるのか、あと、この全体的なもの新たな、ながの子ども・子育て応援計画ですか、具体的な数値目標が出せるもの

なのか、出せないものなのかというところと、あとは新たな仕組、制度をつくるという考えもあるんですが、どちらかというところ、現在ある制度、仕組、施設、関係機関をどうつなげていくかという視点もあつたほうがいいのではないかと考えております。

それぞれがそれぞれに、別々にバラバラに同じようなことをやっているものですから、これをもっとつなげられるようなものができればありがたいなと考えておりますので、そういったことも含めて、数値目標はそぐわないかなと思いつつ、つなげていくようなものができればありがたいなと考えております。また皆さんのご意見を伺えればと思いますけれども。以上です。

- 佐藤こども・家庭課長 応援計画のほうなんですけれども、もともと次世代育成支援対策推進法というのが、実は期限立法になっておまして、ここで切れるところを今度また延長しようというような形になっております。延長前は、計画は必ず都道府県はつくらなくてはならないという義務の計画だったところなんですけれども、今度更新になりました計画、法律の中では、都道府県が計画をつくることのできるという、できる規定に変わってきております。けれども、非常に大事な計画だと考えておりますので、引き続き、この計画を策定していく方向で、今、考えているというのが大前提でございます。

数値目標等の関係ですけれども、実際のところ、この応援計画につきましては、そういったわけで、国から今後どういったことを書きなさいというような、指針ですね、行動計画策定指針というようなものがこれから示されるというような状況なものですから、具体的にその数値目標を入れるとか、入れないとかということまで、検討している段階ではないという状況でございます。

あと、つなげていくという観点是非常に大切な観点かというふうに、今、思っておりましたので、もし、さらに具体的な部分とかがもしあれば、お伺いした上で、また対応するようなことを考えていきたいと思っております。

- 中島委員長 よろしいでしょうか。
- 鎌原委員 鎌原ですが、家庭的養護推進計画の場合には、5年ごとの見直しということが定められているわけなんです。この応援計画については、そのような見直しということがあるのかどうかということをお伺いしたいんですが。
- 佐藤こども・家庭課長 都道府県の計画につきましては5年ごとに、5年を1期として策定することができるという規定になっておりますので、当面、5年間の計画を策定することになります。当然、それがまた終わる時期になれば、見直しなり、作り直しなり、もうそこまでにするなり、また検討していく形になると思っております。

たまたま、子ども・子育て支援事業支援新計画のほうも5年というような区切りがあつて、家庭的養護だけが5年、5年、5年というような形の15年の計画で、それぞれ5年ごとに見直ししていくというような、仕組みになっているものなので、これで盛り込むとした場合には、その最初の5年間の部分になっていくのかなと考えているところです。

- 中島委員長 よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。指針は、国が11月に出すと

いうお話でしたね。

○佐藤こども・家庭課長 もう少し前につくるという話もあったんですけども、最終的にまだ来ておりませんので、多分、11月には来るのではないかと思います。

○中島委員長 またそれが後ろに延びることもあり得るかもしれません。いつもだんだん、延びることが多い印象を持っていて、国のほうも大変なんでしょうけれども。

そのことで、何というのでしょうか、大きな齟齬とかずれとかいうことが出ることはないですか。

○佐藤こども・家庭課長 そうですね、一応、そのところがはっきりしない間に、あまりガチガチに固めることもできませんので、検討は始めていますけれども、それを見てからきちんとした形にしていきたいと思っています。

○中島委員長 いかがでしょうか、そのほか。時間はもう少しあるので、もうお一方ぐらい発言していただけるとありがたいのですけれども。矢野さん、いかがでしょうか。

○矢野委員 私は、ながの子ども・子育て応援会議のほうに出させていただいているんですけども、これまではやはり、実際に計画を立てても、どこで実施されて、どういうふうになるのかというのがちょっとわかりづらいのかなというふうに思うところもあったんですが、今回、こういうふうに支援計画や、それから家庭的養護支援計画というような、具体的なこういうものが長野の応援計画の中に取り込まれてというふうになると、ああ、ちょっと見えるのかなという、そういうやっぱり、この一体的な策定というのはすごく大事ではないかなというふうに思いました。

○中島委員長 ありがとうございます。こういうふうにつくることで見えやすくなりますよね。そのほか、ないようであれば、よろしいですか。

ありがとうございました。ただいまのご意見を踏まえて、今後、策定を進めていきたいと思っています。

#### イ 長野県家庭的養護推進計画の策定について（中間報告）

○中島委員長 続きまして、審議事項イの「長野県家庭的養護推進計画の策定について」です。

本件については、前回の審議会で、長野県家庭的養護推進計画の策定についての諮問を受け、具体的な検討は児童福祉専門分科会に担っていただいているところですが、本日はその中間報告をしていただきます。担当幹事から、説明をお願いいたします。

#### 資料2の説明

○中島委員長 ただいま、長野県家庭的養護推進計画の策定についての中間報告を担当幹事からしていただきましたが、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

まず、児童福祉専門分科会に出席されている、鎌原委員さん、お願いします。

○鎌原委員 まず第1回の審議会で、この家庭的養護推進計画を諮問されて意見を求められた中で、私のほうから、ぜひ慎重にご審議いただきたいというお願いをいたしました。

そこではいろいろ説明を申し上げなかったんですが、今、お聞きになってご理解いただいたとおり、今回の家庭的養護推進計画の中身というのは、日本の児童福祉の抜本的な改革につながっていくものであるし、そこから飛躍していくと、施設不要論にも及んでいくのではないかというのは、やはり我々現場で児童養護に当たっている人間は危機感を当然感じているわけで、そういう点も含めて慎重に審議をしていただきたいというお願いをいたしました。

こども・家庭課でも大変、丁寧に進めていただいて、先ほど説明がありましたとおり、今度、19日に意見交換会を持っていただけるということで、ここの部分ですが、今回、国が示している大きな改革の中で、我々に求められている児童福祉、社会的養護に求められているのは、施設の小規模化と地域分散化、我々施設に求められているのはそこなんです。しかし、施設の小規模化というのは、我々十分認識をして進めているわけですが、地域分散化という部分では、やはり認識不足があるということで、今回、19日に開いていただける意見交換会では、その点を踏み込んで議論ができるのかなと思っているところであります。

それで、分科会では大変、活発な意見交換がなされております。せっかくですので、今日は少し整理をしてお話しをさせていただきたいんですが、第1回でもご説明があったとおり、国が示している方向性というのは、平成23年7月に出された社会的養護の課題と将来像というものを国が示しております。その中で、さっきお話しがあったとおり、現在、要保護児童、保護を必要とする児童の9割が施設でお預かりしていると。あとの1割が里親さん等々ということで、それを里親さんが3割、ファミリーホーム・グループホームが3割、施設本体が3割ということでおおむね3割ということで考えて、国が将来を示しております。

そうした中で、各都道府県にもこの家庭的養護推進計画というものをやはり策定するようにということで求めています。そして我々、各それぞれの施設にも、施設の家庭的養護推進計画をつくって、それを県のほうに上げて県として検討すると。県は国へ上げていくというような手順になっております。

そうした中で、先ほどお話しした社会的養護の課題と将来像で出てくるその基本的方向の中に、家庭的養護推進計画もあるんですが、もう一つ、それぞれの施設、種別の違う施設の運営指針、こういう運営をしてくださいということが、それぞれの施設、6種別、この中には里親とファミリーホームも入っているわけですが、児童養護施設があり、乳児院があり、情緒障害児短期治療施設があり、児童自立支援施設があり、母子生活支援施設がありということで、運営指針が示されております。これも家庭的養護の推進計画の中に当然入っていく内容になっているわけですが。

この中で、総論はこの6種別、各論は各施設に違うわけですが、総論の中で述べら

れている中で、これから分科会でもしっかり論議をしていかなければいけないと思うのは、国でこんなことを言っているんですね。「社会的養護を必要とする子どもたちに、当たり前の生活を保障していくことが第一だ」ということで、その当たり前の生活を保障していくという部分が、大変、我々現場で働いている人間もそうなんですが、曖昧な状況の中で家庭的養護推進計画をつくっていかなければいけないのかということが、非常にまだ論議不足かなと。そして家庭的ということが、これ非常に大きなキーワードになってくると思うのですが、家庭的とは何ぞやと。今、家庭のあり方というのはそれぞれ違ってきているのかなと思います。そこら辺が非常に曖昧なところになってきているので、ここは分科会でもしっかり論議していかなければいけないなど。

あと、里親さんへの負担が大変大きくなっていくという方向性が示されておりますので、今、あの状態の里親支援では大変厳しいのかなと思っております。大変、我々施設現場でも多くの課題、あるいは障がいを抱えたお子さんが大変増えてきております。そういった意味でも、里親さんへの支援というのをどう具体的に強めていくか、厚みを持たせていくかというのを、これもまたしっかり議論をしなければいけないところなのかなと思います。

もう一方で、施設の小規模化・地域分散化ということになると、大変、グループホーム、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設というような小さな単位での子どもたちのケアが必要になってきますので、そういった意味では、大変職員が多く必要であり、職員の、ある意味では、労働基準法が遵守できるような形での体制が整えられるかどうかということも、これもまた論議していかなければいけないんだろうなと思っております。

大変、まだ始まったばかりで中身の大変厚いものですので、また同じくなんですが、しっかり慎重に審議をしていかなければいけないことなんだろうなと思っております。

すみません、長くなりました。

○中島委員長 社会的養護の中心になっているのは児童養護施設なわけですけども、その分野にいらっしゃらないとわかりづらいところがあるかと思うんですが。

今の子どもと家庭の問題の最先端のところはやっぱり現れてきているのではないかと思うんです。社会的養護の入所の子どもたちを振り返ってみても、今は虐待の子が4割ということで、非常に大きくなっております。それは今の子育て、あるいは家族の問題と密接に結びついているわけです。その前を振り返ってみると、私が大学の教員になったころは、不登校とか、家族間や親、学校に対して暴力を振るう子なんかは児童養護に入っていました。そもそもは、戦災孤児の問題です。先ほど出ましたけれども、長野県において施設数が多いというのはそこら辺の問題と関連をしていると思うんです。確か人口200万人の県としては他県の倍ぐらいありますか、今の施設数は。

○鎌原委員 そうですね、箇所数は多いんですが、施設それぞれの規模としたら、長野県ではやっぱり小さい施設が多いです。定員が少ないです、50名以上の施設は1施設のみですので、他府県に行くと、100人を超える定員の施設があります。箇所数でいうと千葉

県と箇所数は一緒なんですけど、定員数ははるか千葉県のほうが多いんですね。

○中島委員長 箇所数で言えばいけば割と多いということですね。

○鎌原委員 そうですね。

○中島委員長 この問題が委員の皆さんの遠いところにあるのではなくて、身近な問題としてご理解いただきたいということで少しお話しさせていただきました。

そのほか、このことに関しまして、ご意見、ご質問等ありましたらお話ししたいんですが、いかがでしょうか。

○大口委員 すみません、大口と申します。お願いします。

今、家庭的な療育環境というところでは、さまざまな課題があるんだなということを知らせていただきました。今現在のこういう、できる限り家庭的な養育環境ということで、グループホームですとか、あと小規模というところに、今現在はどんな形で進んでいるんでしょうか。

○鎌原委員 私が答えますか。

○大口委員 進んでいるんでしょうかというか、どのくらいそういうところがこの長野県にあるのかなというのがちょっと。

○中島委員長 では、課長からどうですか。

○佐藤こども・家庭課長 私のほうで。児童養護施設は現在15で、乳児院が4で、グループホームが、これごめんなさい、26年4月1日現在ですけれども、3で、小規模グループケアが2というような状況になっています。

○大口委員 ありがとうございます。さまざまなきつと課題というところでは、きつと運営的な面とか、グループホーム化にいくための運営的な面もありますし、あと、職員の質ですか、やっぱり障がいの方たちの、障がいのお子さんが多かったり、あと虐待の子どもの話が多いということでは、職員の質とか数とか、密室化になることによって、やっぱり考えなくてはいけないような課題が出てくるのかなというふうに思ってお聞きしていました。

また、子どもさんたちにとってどういう形態が一番健やかに、虐待とか、障がいをもたれた子どもさんたちがどういった形態が健やかに、子どもさんが大人になっていける場所なのかなというところは、何か議論の中心になるとうれいかなというふうに思いました。以上です。

○中島委員長 ありがとうございます。

○鎌原委員 今、この世に施設を小規模化するという、あるいは家庭的にということ、大変、今、出てきた、今、論ぜられていることというふうには受けとられるかと思うんですが、これ実は昭和29年に当時の厚生省の児童局から出されている養護施設の運営指針、運営要領ですね、それにはもう既に、子どもの住まいはより家庭的な小さな施設がいいですということがもうはっきり示されているんです。早や60年たって、今、なぜこのような形で国は求めてくるのかということが、今、福祉の世界のコストということもやっぱり考えていかなければいけない時代になっているかと思うので、その点なのかなとい

うことも、やっぱり我々施設現場の人間は考えるわけなんですけれども。

やはり、我々も家庭に勝るものはないということで施設運営はしてきておりますので、やはりより家庭的なというのはずっと研究を重ねてきておりますので、ぜひ、いい方向の計画ができればありがたいなと思っています。

○中島委員長 よろしいでしょうか、そのほか。

○杉本委員 先ほど、15年間の計画で、5年ごとの見直しを2回するということでしたけれども、15年後の目指す姿を計画で位置づけていくという理解でよろしいでしょうか。

○佐藤こども・家庭課長 そうですね、計画の中では、15年後までを見据えた形の計画をつくるようにということになっていますので、その間、もちろndういった形で取り組んでいって、最終的にこういうような形というように示していくことになると思います。

○中島委員長 今のお話は、来年度から始まりますよね。それで5年で第1期の目安で、それからまた10年で第2期の目安、最後に国が求めているこの3分の1ずつを目指す方向という理解でよろしいのでしょうか。

○佐藤こども・家庭課長 そういったことだと思います。

○中島委員長 どうぞ、矢野さん。

○矢野委員 矢野です。すみません、これ意見になるのかどうなのかわからないんですけれども。私はNPOのほかに、CAPしなのというCAPの活動にもかかわっておりました。この数年前から、ある養護施設のほうへもCAP、これは子どもへの暴力防止プログラムを縮めたCAPなんですけれども、その活動で養護施設に数年前からかかわらせていただいております。

それで、昨年からですか、中学生以上のお子さんたちにもやっていくということで活動しているんですけれども。その中で、やはり本当に職員の方たち、一生懸命やっていらっしゃるんですけれども、なかなか目が行き届かなくて、ちょっと性暴力に犯されてしまったというような事例も、その活動の中でお聞きしたりということがあったりしたものですから、本当に小規模にして一人一人に目が届くような、そういう施設が必要なんだなというのを、私もこの活動で思いをすごく大きくしていたものですから、これが実現されるといいなというふうに思ったんですけれども。

ただ本当に、今、鎌原委員のお話しをお聞きすると、非常にいろいろな問題を抱えていて、果たして、本当に小規模にして、それが実現できるのかどうかということも、まだ本当に職員の方たちの、数もそうだし、それからさっきの労働条件とか、そういうものに関しても本当に考えていかないといけないのかなというふうに思いました。

ただ、本当に子どもたちのことを考えると、本当に、施設内ではなく、施設外、子どもたち、寂しさから今、本当に携帯とかそういうもので、本当に職員の方の目の届かないところで、外部との関係でそういったことにもなりかねないというような話をお聞きしているので、そういうところにはやはり小規模の施設で、本当に目が行き届き、それから愛情が注がれるような場でないと、子どもたちは本当に寂しさから自ら進んでそう

いったところへ行ってしまうということも考えられるので、本当にこれ早く実現してほしいなという思いが一方にもあります。

ただ、先ほど言われたように、家庭的なものというのが3割というのが、本当に実現できるのかどうかということも、どうなのでしょう、今、本当に現実、子どもたち、今、育っている中で、何か絵に描いた餅みたいところが、私はすごく歯がゆい思いもするんですが、できれば小規模の施設にして目の行き届く、子供たち一人一人に目が行き届くような、そういった施設になったらいいなというのが、そういう思いです。まとめられません、すみません。

○竹重委員 竹重と申します。小児科医です。私個人としては、里親というのは、そんなに増えないのではないかという気がします。

発達障がいの方とか、虐待を受けた方、発達障がいと同じような症状を示す方や、見た目の障がいを受けていらっしゃる方がいますが、そうするとすごく大変です。仕事だったらやるかもしれないけれども、里親としてやれる人がそんなに増えるのだろうか、増えればいいと思いますが、里親をしていらっしゃる方を見ていると、本当に大変なことをよくやっっているなど、頭が下がります。

障がいのあるお子さんに関しては、実際には施設が動くことになるのではないかと、今の段階では思わざるを得ません。

前回は申し上げましたが、やはり支援を手厚くして、やっていけそうな体制をつくっていくことが必要だと思います。「子ども関連の県計画」には支援についてたくさん出ていますが、これらが実際に実現すれば違ってくると思うので、実現させてほしいと思います。

○中島委員長 ありがとうございます。里親の問題は、国は、実現している県・市があるので、それで行けるだろうと言っているんです。ただ、よく見ていくと、例えばそこは施設が少ないとか、それぞれの都道府県の事情がある中での数値目標というんですか、将来的な数字といったらいいんでしょうか、目標だと思うんです。

以前の障がい福祉の施設入所者の多さもそうだと思うのですが、欧米から見たとき、日本の施設養護で9割というのはやはり普通ではないのではないかと、そういうような見方もあるというふうに聞いています。

里親のところは非常に難しい問題かとは思いますが、15年かけて、なるべくそれに近づく数字と、それから、今、お話しにも出ましたように、支援については、やはり児童相談所、それから鎌原先生のお話しの中で、児童養護施設の不要論のような話が出ましたけれども、施設がセンター化して、そこで職員がきちんと里親支援をしていけるような力量もつくっていくというような、そんな考え方をいろいろ組み合わせ、考えながら国が示した数字、あるいは国連とかそういったようなところからの、圧力とまでは言いませんけれども、要望などもあって策定すると思います。そんなことで15年後に近づけばいいのではないかと考えています。皆様のご意見を聞きながらそんなことを思いました。

もう一つは、先ほど鎌原先生が言いましたが、職員の大変さです。小規模化していけば、先ほども少し出ましたけれども、労基法の問題も出てきますし、それから密室化というマイナスの部分も出てくる。そこにはやっぱり職員の力量を高めていくだけの研修と、児童相談所にも要請しているんですけども、そのプログラムの充実、それからあと何よりも職員の配置定数、ようやく職員一人が6人の子どもが5.5人に減って、これまでよりも少し負担が軽くなってきてはいますが、そういうようなこともあわせて考えていかないと、現実的な取り組みはなかなか大変なことなのではないかと思いました。すみません、話が長くなりまして。

そのほか、いかがでしょうか、ご質問等。

○高橋委員 高橋と申します。遅れて申しわけありません。

週末里親の活動ということがあります。それで、これは里親をやりたいんだけど、これを長い目で見たら大変なことだと。先ほども先生がおっしゃいましたけれども、里親は大変だということはよく分かります。

それで、この週末里親の活用ということで、週末ならやりましょうと申し出てくださる方は大勢いらっしゃると思います。

なぜ、私がこういうことを言うかといいますと、今から10年ほど前です、高萩市というところの市長さんが本を出しました。この方はもともとひとりぼっち、施設に預けられて施設から大きくなった方で、「ひとりぼっちの私が市長になった」という本を出しました。その方の講演も聞きました。その方は施設に入っていて日曜のたびに、今ここで言います週末里親というところへ行っていたと。たまたまそこはお医者さんの家で受け入れていただいて、日曜になるたびにうれしかったというんですね、そこへ行くのが。それで、そこでその人は世間一般のことを身につけたり、そのうちの家庭の人たちと一緒に1日遊んで、また施設に帰ってきて、また、この次に行くのが楽しみだと。そんなことを、どうもその施設がやっていたみたいなんですけれども。

その高萩市の草間さんという市長さんは、なぜ市長になれたかといいますと、日曜里親に行っていた方々の周りから、この子は普通じゃないぞと、そのお医者さんですとか、その周りの市議会の皆さんの応援もあって、そこで育って市長になったという大変いい話なんです。

本当に里親を引き受けるということは大変なことですけども、こんなふうに、こんな制度をもっといっぱい取り入れたらどうでしょうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○中島委員長 週末里親などは、現場では考えられていますか。

○鎌原委員 ホストファミリーみたいな表現もするんですが、長野近辺では、体制を整えてやっていただいているというのはお聞きしますが、地元で、私のほうの地元でも、社会福祉協議会を通して募集をしたりということで、取り組んではいます。

今、おっしゃっていただいたように、そんなに盛んではないのかなど。お子さんも、年齢的に高いお子さんが増えてきているので、そのときだけお願いするというのは、子

どももためらうお子さんも多いのかなという感じもいたします。

○中島委員長 PRは何かやっていたらっしゃいますか。高橋委員さんのお話しだと必要らしい、重要だと。

○鎌原委員 そこが入り口になっていくという、里親さんに登録しようかなという人が増えてくるきっかけにはなるのかなと思うのですが。

○中島委員長 すみません、ちょっと時間が超過しております、あとの議題もあるものですから、最後、どなたか。では、綿貫さん。

○綿貫委員 綿貫です。お願いいたします。

この発達障がい児のお子さん、県で増えていたり、それから知的障がいの方、知的障がい児ですね、いらっしゃるという中で、今現在もかなり養護施設の中ではご苦労されていらっしゃるんだと思うんですが。

その発達障がい児の方なんかは特に、方法をちょっと間違ってしまうと、二次障がいが発生してきたりということで、大変、困難な状況に陥る場合などがあるわけですが。その辺の専門性の担保といたしますか、そういったことを含めて、地域の中で、養護施設だけではなくて、ファミリーホームとか、里親さんのところを支える仕組みとして、地域の中でももう少し枠を広げたサポート体制というものがうまくつくり上げられると、もっといいのかなというふうにちょっと思いました。

○中島委員長 もっと多様な地域資源を活用すべきだというご意見ですね。

それでは、大口さん、最後にどうぞ。

○大口委員 すみません、里親さんというところでは、やっぱり一人で抱えるのは大変というか、1カ所を抱えるのはすごく大変だと思うんですね。やっぱり、今、綿貫委員さんが言ったように、ほかと重なるのかもしれないんですけども、やっぱり身近な、やっぱり顔の見える相談窓口というのは絶対必要なだろうなと思います。

相談だけじゃなくて、具体的に実働的な応援ができるような、ただ何というんですか、そんなような仕組みで、いつもつながっていて、それで何か支えてもらえていないと、きっと里親さんが何なんだろうなと、やっぱりこれだけちょっと、いろいろな多様な子どもさんたちがいらっしゃるの、そこは何か、ぜひそんな仕組みがあるといいだろうなと。そこはまた地域のそういう多様なサポート体制とかというものも駆使してやっていけばいいのかなと思ったんですが。

あと、やっぱり突然里親さんになるのではなく、やっぱりその前にその一人一人の子供さんの状況を知ると。障がいがあれば障がいを知るとか、また虐待で、ちょっとやっぱり問題行動のある子供さんを知るみたいな、そんな機会をつくりながら、これならばできそうとか、手ごたえをやっぱり持ってもらう中でやっていかないと、きっと、つぶれてしまうのかなという心配があるのかなというふうに感じました。

○中島委員長 里親さんを養成したり、あるいは見つけ出したり、あるいは、その後の支援が必要だったり、そこがやっぱり重要であるということですね。

ありがとうございました。ただいまのご意見等を踏まえ、今後、分科会で審議検討を

進めていただきたいと思います。

ウ 長野県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について（中間報告）

○中島委員長 続きまして、審議事項ウの「長野県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について」に入ります。

本件につきましては、前回の審議会で長野県子ども・子育て支援事業支援計画の策定についての諮問を受け、具体的な検討は子育て支援専門分科会に担っていただいているところですが、本日はその中間報告をしていただきます。

担当幹事から説明をお願いいたします。

資料3の説明

○中島委員長 ただいま、長野県子ども・子育て支援事業支援計画の策定についての中間報告をしていただきましたが、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

ここには矢野委員さんが出ていらっしゃいますので、子育て支援専門分科会等で話された内容等も含めて、ちょっとお話していただければと思います。

○矢野委員 すみません、副委員長として出させていただいているんですが、2回目のほうが、ちょっと都合で途中までで退座させていただいたので、最後のほうはお聞きしていないんですけれども。

ですので、本当にまだこれから分科会としてどうするのかというのは、きっと第3回目から話が出てくるんだろうなということで、各委員さんから今の状況、障がいを持っているお子さんをお持ちの方からのご意見とか、それから、事業所内の保育所を開設している方からのご意見、そんなものをお聞きしました。

実際、私たちNPOも子育ての一時預かりということで、この子ども・子育て支援にかかわらせていただきまして、その事業所内保育所の方のところへも一時預かりという形でかかわらせていただいています。

そんなあれで、本当に11時ごろまで、夜の11時ごろまで預からなければいけないとか、朝の7時前から預からなければいけないというような、そんな状況が、これはやっぱりNPO、民間でないとできないことだということで、かかわらせていただいているんですけれども、そんな状況で、本当に子どもたちの状況というのがかなり大変な、本当に支援が必要な子どもたちがたくさんいるということが見えていますので、これから第3回目なので、少し慎重に考えていきたいと思っております。

こんなことぐらいしか、すみません、今のところ言えません。これからおそらくもっと具体的なになっていくと思います。

○中島委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか、海野さん。

○海野委員 海野です。保育園連盟の副会長をしているものですから、一番かかわってい

るかなと思うんですけれども。

基本的に今回のこの子ども・子育て支援事業というのは、文部科学省側からすると、親の就労形態によって、受ける保育、教育が違ってきているというのが現状でございます。幼稚園に行くのか、保育園に行くのか、そこで子どもの学びの場が違って、これを一本化していきたいというのが文部科学省側の願いです。

厚生労働省側は介護認定のような形にしたいということで、介護保険制度のように、一度、議場には上げたんですが、つぶれたんですけれども、それで今回は保育認定、介護認定を受けるように、子どもたち全員、保育認定というのを受けようになりました。それが厚生労働省側の多分、狙いではないかなと思っています。

財務省側は財源の一本化、幼稚園と保育園、文部科学省と厚生労働省側に分かれている財源の一本化と、あとは増税のための理由づけでございます。

この3つが大きな柱で、そこに3党合意のため、もともとこれは総合子ども園法という形で進めていたんです。幼稚園・保育園をもう絶対一つにするんだということでやっておったんですが、3党合意の中で、自民党の面子がありまして、その前に認定子ども園法というのをやったから、改正認定子ども園法で行こうということでやりまして、そこに各行政、政治的な問題と、あと幼稚園側、保育園側の業界団体の都合、また株式会社の参入しているところがありますから、ここの都合が一緒くたになりましてごちゃごちゃになりまして、現在、バラバラになっているというような現状ですけれども。

それで、お金はどちらがいいとか、安い、高い、もらえる補助金の運営費の問題なんですが、それで今、議論されておりまして、どちらかという、子どものことは置き去りにされているのが現状です。やっぱり長野県の計画としては、子どもをどうしていくんだと、県はこうしていくんだという、その辺をきちんと見定めていかないと、何か各業界に引っ張られておかしなものになっていく、名前だけのものになっていくのかなと思っています。

その教育、保育というものの一体化、どこの施設であろうと、子どもは同じように教育、保育の場が保障されるということをきちんと踏まえていかないと、議論がおかしな方向に行くのではないかなと思っています。

区域の設定については、私は10でいいのかなと思っていますが、別に私が決めることではないので、そう思っておりますが、また何か気がついたら言います。とりあえず。

○中島委員長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか、ご意見、ご質問。

今の海野委員さんの話を普遍するというか、広く考えると、具体的施策内容のところの4番目に、地域子ども・子育て支援事業の推進、県独自というのが幾つかついています。これについて、中身のことを説明いただけるといいかなと思うんですが。

○佐藤子ども・家庭課長 ここはまさに県独自記載ですので、特に専門分科会の皆様からご意見いただいて記載していきたいというふうに思っている部分なんですけれども。

やはり長野県の特徴もありますし、例えば長野県の特徴としては、公立の保育所が多いというような特徴であるとか、あと本当に長野市や松本市と中山間地域と、保育とか、

そういったものに対するニーズが全然違うような状況もあったりする中で、本当に必要なニーズに対して応えていくというようなことが大事なのかなというようなことは日ごろ思っているところですので。

ただ、どうもお母さんたちの声とかを聞くと、病気になったときぐらい親が見られる体制になってくれれば一番いいんでしょうけれども、なかなかそういうわけにもいかなるところから、病気になったときに見てもらえるような場所があると安心だというような声は聞こえてきているものですから、そういった部分ですとか、それから、あと小1の壁というようなことも言われていますが、放課後児童クラブにしても、国はすごく大規模な放課後児童クラブというようなものが補助の対象になっていたりしますが、県ではもっと身近なところで、小規模なものでも放課後児童クラブというような形で推進するようなどころにも応援したいというようなこともあったりとか。

そういうようなことが、この辺で書き込めていけるといいのかなというようなことは思っているところですよ。

○中島委員長 ありがとうございます。これは今年度、あと何回かやった中で固められるわけですね。

○佐藤こども・家庭課長 そうですね。

○中島委員長 いかがでしょうか、何かご意見等ありませんか。

○海野委員 では、すみません、よろしいですか。すみません、再び海野です。

今の県独自の事業ということなんですが、前もお話したかと思うんですけども、産婦人科医院が抱える子育て不安の妊婦さんというのがありまして、ハイリスク妊娠ということで、夫が協力的でない、若年妊娠、未受診妊娠、産後うつ、精神科通院中、支援者のいない核家族、実母との関係が良好でない、高齢妊娠、多児妊娠、喫煙、経済的困窮、貧困ということで、こういったお子さんがいる場合は、これは富山県富山市でやっていることなんです。

産婦人科医さんがこれは危険だなと思ったら保健師さんに連絡をしたり、あとは保育所に連絡をして、そのお母さんとお子さんをセットに、妊娠中ですからあれなんですけれども、そういったケアをしていくという取り組みをしているんですけども。

ぜひ、県でもそういったつながりを持たせていただくと、あと先ほどの、ちょっとお話が戻ってしまうんですけども、先ほどの議題で出ました、グループホームでなくて、母子生活支援施設もあるんですけども、そこにちょっと入ってもらって、とにかく産んで退院されたら、あと不安でしようがないという産婦人科医さんの話を何度も聞いたことがあるものですから、そこへうまくつなげて行って、親子関係が良好であれば、その後の虐待の割合も減少してくると思いますし、発達障がいについても、先天性と後天的なものがあるものですから、特に後天的なもの、あるいは先天的なものであっても、そこに正しい知識ケアが、手だてがあると、そのお子さんの成長も全く変わってくるものですから。保育所に入ってくるのは、かなり、もう1年、2年、3年たってからですので、どうしても対処療法的になってしまうものですから、そこら辺をうまい

ぐあいにつながられるものができればありがたいなど。

特に県の場合は広域にわたっていて、大きな病院でいうと、長野市で出産、松本市で出産をして、それぞれの市町村に行きますから、そこでの連携というと、市町村に任せるわけにはいかないの、県レベルで、あるいはこの区域設定の中でうまくできればいいのかなと思っております。その辺もご検討いただければありがたいと思っております。以上です。

○中島委員長 そのほか、いかがでしょうか。

私のほうから、一つお願いがあります。県の福祉サービス第三者評価推進委員会の委員長をしていますが、保育所は確か、施設の数が結構多いですね。しかし公立ということもあって、なかなか第三者評価を受けていただけていない現状があります。社会的養護は義務化されています。ほかの障がい分野などにも、いずれ連携を図りたいと思っているところなんです。

第三者評価を受けるよう、推奨みたいな形で、ここに書き込めるかどうかかわからないんですけども、ぜひ、何らかの手を打っていただかないと、いつまでたっても、数は増えていかない。私、3年ぐらいやっているんですけども、受けているところは受けるんですけども、受けないところは全く受けないという状況です。そうすると福祉の質の担保というか、向上というかはやっぱり第三者の目が入らないとなかなかいかない点もあるかと思うので、何かその点も検討していただければありがたいなと思っております。そのほか、いかがでしょうか。

○海野委員 今のご意見なんですけれども、今度、公定価格ということで、運営費、事業費の算定をするときに、その第三者評価ですか、外部監査を受ける、受けないの項目がありまして、受けると増えると、受けないとやると少し減らされるということです。もし県で勧めるとあれば、ぜひ受けてくださいというふうな誘導的な施策をとっていただくと、必然的に受けなければならない。受けたくない形にはならなくなっていくんじゃないですか、そういうこともございます。

○中島委員長 受けることで、あら探しをするのではありません。働いている職員さんの動機づけが高まるとか、そういうプラスもあると聞いておりますので、その点、検討いただければと思います。よろしいでしょうか、なければ次の議題に入ります。

ありがとうございました。ただいまのご意見等を踏まえ、今後、分科会で審議検討を進めていただきたいと思います。

## (2) 説明事項

民生委員の定数を定める条例について

○中島委員長 続きまして、説明事項の「民生委員の定数を定める条例について」に入ります。担当幹事から説明をお願いいたします。

#### 資料4の説明

○中島委員長 ただいまの事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○腰原委員 腰原と申します。今回、県議会で可決されたということで、これに従ってこれから行くと思うんですけども。

今、地域福祉を担う中核であります、なくてはならない民生児童委員さん、場所によっては手がないと、受け手がないというような深刻な話も聞くわけですが、今現在、県下77市町村、欠員がある市町村があったら参考までに教えていただければと思います。

また、この傾向は本県だけなのか、全国的にはどうなのか、そういう、もし状況が顕著だということになれば、おそらく対応策というものも考えていかなければいけないというぐあいに思うんですけども、その辺のところは何か動きがあるならば。

○小口地域福祉課長 本県の充足率につきましては99.7%ということで、欠員はごくわずかであり、全国に比べますと、充足率は高いという状況でございます。

それから、なり手の確保が難しいということにつきましては、一つは、民生委員の活動のガイドラインを県で定めまして、活動しやすい状況をつくっているということと、あと、国でも研究会を設けまして、もっと民生委員さんの活動を支援していこうということで報告書も出されておりますので、それを受けて、また国でも新たな対策も練られていくのではないかと思います。そういったものも注視しながら、県でも対応してまいりたいと考えております。

○腰原委員 ありがとうございます。

○中島委員長 そのほか、ご質問、ご意見、ありますでしょうか。

私から、よろしいですか。「参酌」というのは、参考にしろということなんですけれども、どういうニュアンスでとらえればいいのか、ちょっと教えていただければと思うんです。介護保険で参酌標準とかという言葉もあったように思いますが。

○小口地域福祉課長 参酌というのは、「十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じてそれと異なる内容を定めることは許容される」という基準です。この基準どおりでない市町村が6ほどあるんですけども、長野県の場合、それが許容されているということで。参考にしてください、それと違うことも県の実情によっては認めましょうという、そういった言葉の使い方です。

○中島委員長 わかりました。それで、県内は6つでしたか。

○小口地域福祉課長 はい、この基準にはまっていないところがございます。

○中島委員長 わかりました。そのほかよろしいですか、いかがでしょう。

特にないようであれば、会議事項(3)その他に入りたいと思います。

### (3) その他

○中島委員長 本日予定した会議事項は以上ですが、その他、これまでの事務局からの説明に対して、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

ご発言されていない委員さんいらっしゃいましたら、感想でもかまいませんのでちょっとお願いしたいんですが、小林委員さん。

○小林委員 最初に、里親とか、そういった話の中で考えていたことは、結局、どうしても虐待等々でそういった施設に入るとか、里親にお願いしなければいけないお子様というのはとても多くいらっしゃるかと思うので、そういった状況の中でも、そういった施設というのは仕方がないのかなという状況があったりはするんですが。

そういった子たちが本当の元の親御さんのところに帰れるような手だてが、本来、ないものであるのかというのをずっと考えていたときに、その里親とかというところとか施設とかという話と同時に、やっぱりそういった虐待をしてしまっている親御さんですか、障がいがあって見られないお子様たちに対する、ご家族に対する何か支援策というか、対応策というのをも同時に考えていったほうがいいのではないかなということを考えながら、今日、ちょっとお話しを伺っておりました。

○中島委員長 その点については、現状はどんな感じでしょうか。

○山本こども・若者担当部長 すみません、では、座らせていただきますが、児童相談所にいましたので、ちょっと簡単にお話しさせていただきます。

今、小林委員さんおっしゃった虐待をした親への支援というのは、確かに大事なことなんです。ただ、一つ忘れてならないのは、家族再統合という言葉があるんですが、家庭に戻すことだけを考えて、本当にその家庭が子どもにとって安心かどうかの見極めを忘れてはならないというのが大原則です。まずは守らなくてはいけないのは子どもの命であり、子どもの安全です。家庭に戻すことだけが親御さんとの再統合ではなくて、例えば離れて暮らすことによって、ある程度、距離があることによって、いい親子関係が保てるという場合もあるんです。

例えば施設を出てからアパートの保証人になってもらえるとか、あるいは就職に当たっての保証人を、虐待をした親がなってくれていて、そういうことによって結びついてる親子関係というのもしっかりあります。

それと、親御さんによっては自分が虐待をしてしまう、してしまった。何とかしたい、何とか自分を変えたいと思いの方もいらっしゃるんですが、そういう方は割と少なく、虐待をしても、「いつ私が虐待をしたんだ、あれはしつけど」みたいなことを言い張って、なかなか児童相談所の指導に乗りにくい親御さんというのが実際は多いです。しかも今の児童相談所というのは、虐待を受けた子どもの保護がどうしても先になるものですから、そういった親御さんを、福祉だけのサイドで気持ちを変えていくというのは非常に難しい。親御さん自身も虐待を受けていたり、精神疾患があったり、いろいろなパーソナリティの問題があって、精神科のお医者さんですか、あるいは司法の関係だとか、

そういうところと手をとってやらないとなかなか、何というんでしょうか、もちろん児童相談所の職員も関係者も施設の方も里親の方も、生まれたお家に帰したいのはやまやまなんですけれども、そういったことを見極めないと、また第二、第三の被害になってしまうといえますか、そういったことが大変重要だと思っております。

ただ、小林委員のご指摘はもつともだと思えますし、そういったことを児童相談所や児童福祉にかかわる人たち、あるいは医療関係ですとか、地域の皆さんと連携をしながら考えていくことが非常に重要だとは思っております。以上でございます。

○中島委員長 よろしいですか。ありがとうございました。

事務局におかれましては、今後の策定作業などを進めるに当たり、本日、委員各位から出されました貴重なご意見、ご提案を踏まえて、十分、ご検討いただきたいと思えます。

本日予定した事項は以上です。進行を事務局にお返しいたします。

○事務局 ありがとうございました。中島委員長を初め委員の皆様には、大変熱心にご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

なお、次回の審議会の開催につきましては、来年の2月ごろを予定しております。改めまして委員の皆様には、担当者のほうから日程調整のご連絡を差し上げますので、よろしく願いいたします。

#### 4 閉 会

○事務局 それでは、以上をもちまして閉会といたします。本日はまことにありがとうございました。